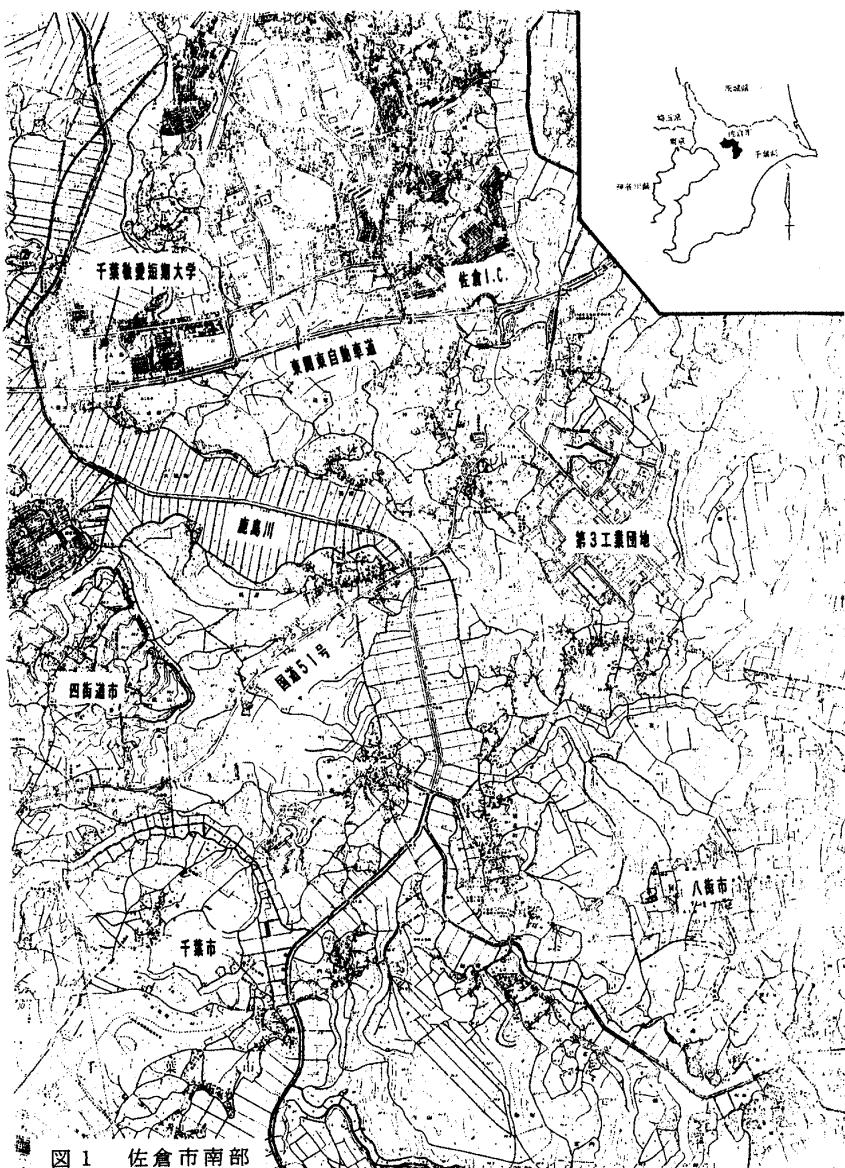


自然環境保全における理念から行動への諸問題

小野由美子*

はじめに

「自然と人との共生」という言葉が人口に膾炙されてすでに久しい。そして、地球サミット以来、環境問題に対する危機感は、漠然とながらも広く浸透している。現在は、理念の確認の次なる段階、つまり具体的な行動を起こす段階にあるが、その進み具合は、必ずしも順調とは言えない。その原因は、抽象的なことばの解釈が、人によってあるいは社会的な立場によって、異なっているからと思われる。本稿では、こうした違いに検討を加えながら、佐倉市南部を分析対象に、今後の自然環境保全のあり方を探ってみたい。なお、対象の性格上、「佐倉市第三期基本計画」^(注1)から多くを引用した。



I. 佐倉市南部の特性

まず、佐倉市南部の範囲であるが、佐倉市南部と言っても漠然としており、明確な区分があるわけではない。本稿においては、図1と図2

図1 佐倉市南部

で示すように、おおむね東関東自動車道より南側、行政区分としては、弥富地区と和田地区を中心として考えることとする。



図2 佐倉市の行政区分

1. 自然的特性

佐倉市の地勢は、印旛沼の南側に展望する低地と台地から、すなわち、下総台地と、それが侵食されて出来た谷津、そして両者を結ぶ斜面林の3つの要素から構成されている。南部においては、第3工業団地を除いては、水田、谷津、斜面林、台地上の畠、民家、屋敷林が連なり、典型的な里山景観を展開している。

2. 社会的特性

行政区画の佐倉地区は城下町として、白井地区は宿場町として栄えてきた。その他の地区は、農村として形成されてきた。このため、古くから市街地と農村部が明確に区分されていた。その後の都市化の波によっても、新興住宅地は北部を中心として造成され、昔からの区分が踏襲されて、現在に至っている。

行政区画による人口は、表1のようになっている。弥富・和田地区の人口は、他地区が新たな住

区分	人口	人口構成比	世帯数
佐倉	29,797	18.8	10,303
白井	32,888	20.7	10,374
志津	62,531	39.4	20,342
根郷	23,254	14.7	7,487
和田	2,521	1.6	637
弥富	2,276	1.4	685
千代田	5,458	3.4	1,615
計	158,725	100.0	51,443

表1 平成5年度佐倉市地区別人口

(注) (1) P5より作成

宅地の造成によって大幅な増加を示していた時期に、微減傾向が続き、かつて3,000人台だった人口は、今や2,000人強にまで減少している。

3. 意識調査にあらわれた住民意識の特性

南部地区に住んでいる人々は、1項と2項で見た特性をどのように受け止めているのだろうか。佐倉市が調査し、平成5年3月にまとめられた『佐倉市市民意識調査報告書』の結果から、その一端を見てみたい。

3.1 弥富地区

弥富地区の愛着感をみると、「強く感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせると68.0%になり、全市の同じ設問に対する回答割合63.7%より多くなっている。住み続けたいかどうかについては、「ずっと住みたい」が64.8%と、全市の38.4%を大きく引き離しているものの、「当分は住みたい」を合わせると、弥富72.8%、全市73.4%とあまり変わらない。しかし、住みよさについては、「とても住みよい」と「まあ住みよい」を合わせても40.8%にすぎず、全市の50.1%より低くなっている。住みにくい原因として、下水道の整備が遅れ、買い物にも不便で、病院がないことが挙げられている。

(図3-1-1から図3-1-4まで参照)

自然環境保全における理念から行動への諸問題

弥富地区

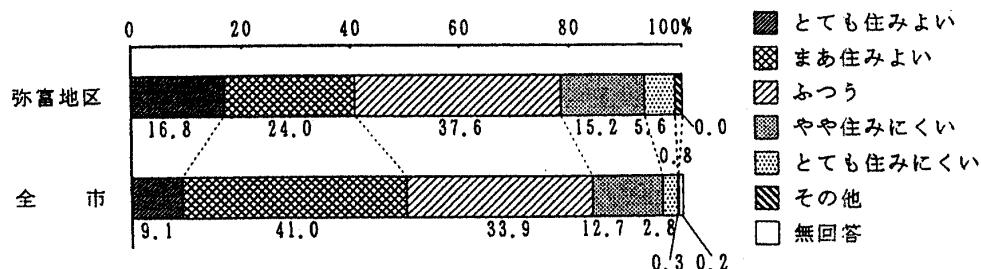


図3-1-1 住みよさ意識（弥富地区）

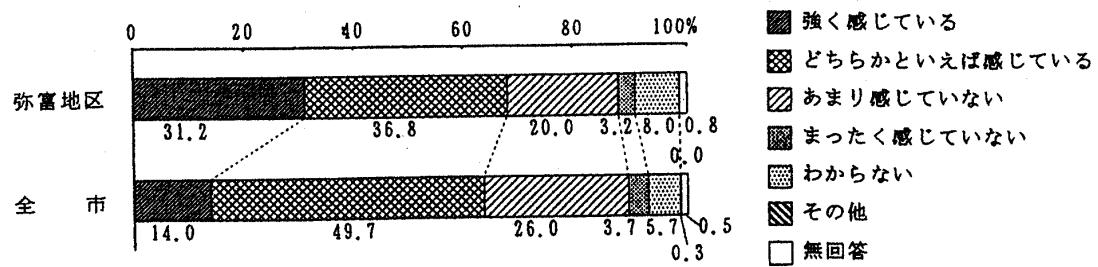


図3-1-2 愛着感（弥富地区）

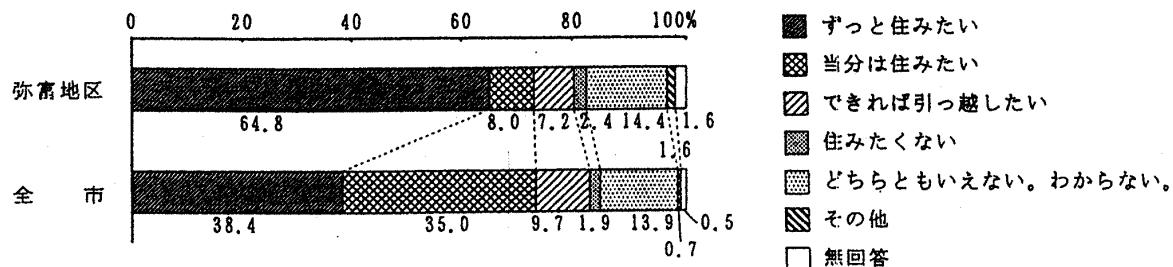


図3-1-3 定住意向（弥富地区）

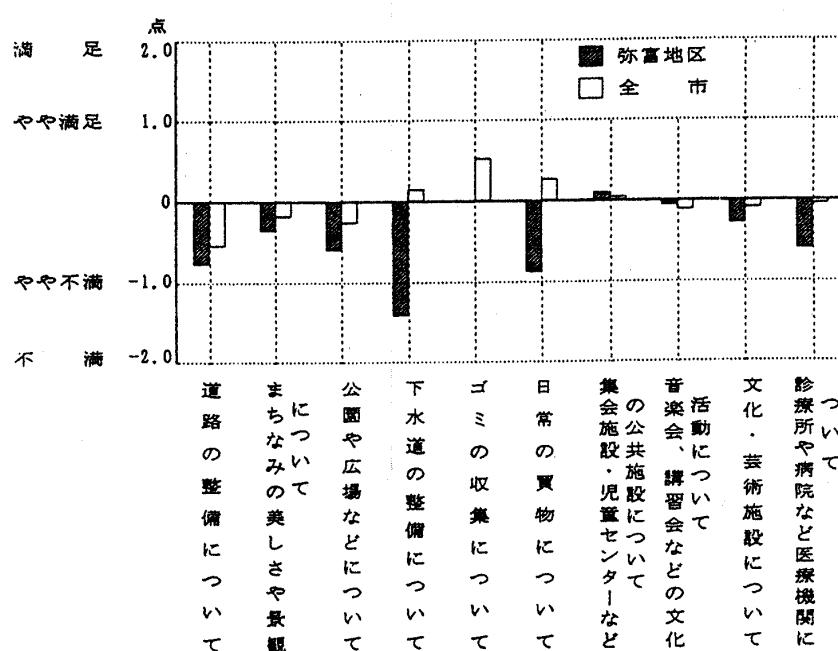


図3-1-4 生活環境評価（弥富地区）

図3についてはすべて『佐倉市市民意識調査報告書』より転載

和田地区

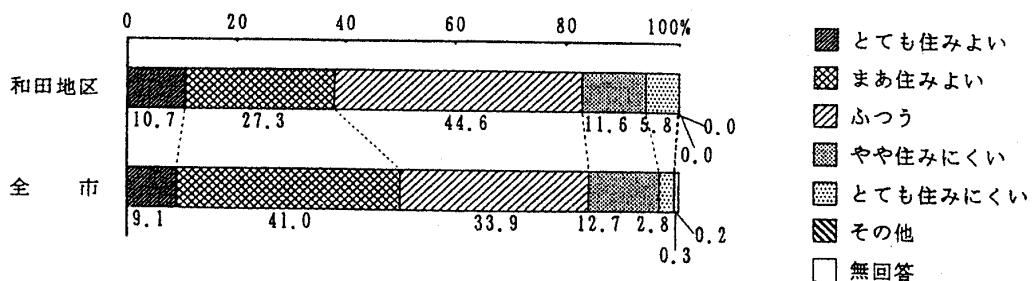


図3-1-5 住みよさ意識（和田地区）

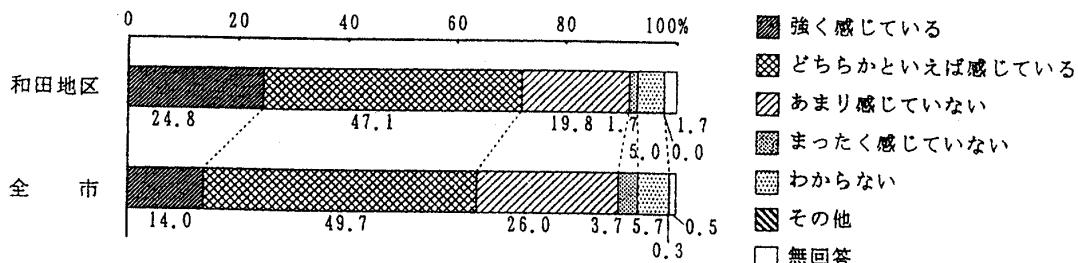


図3-1-6 愛着感（和田地区）

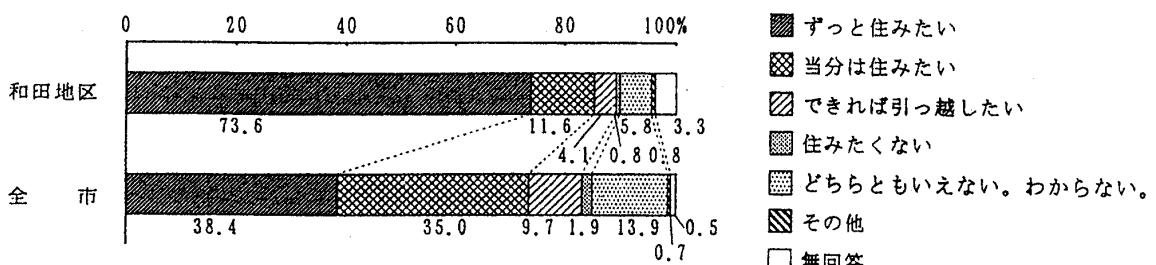


図3-1-7 定住意向（和田地区）

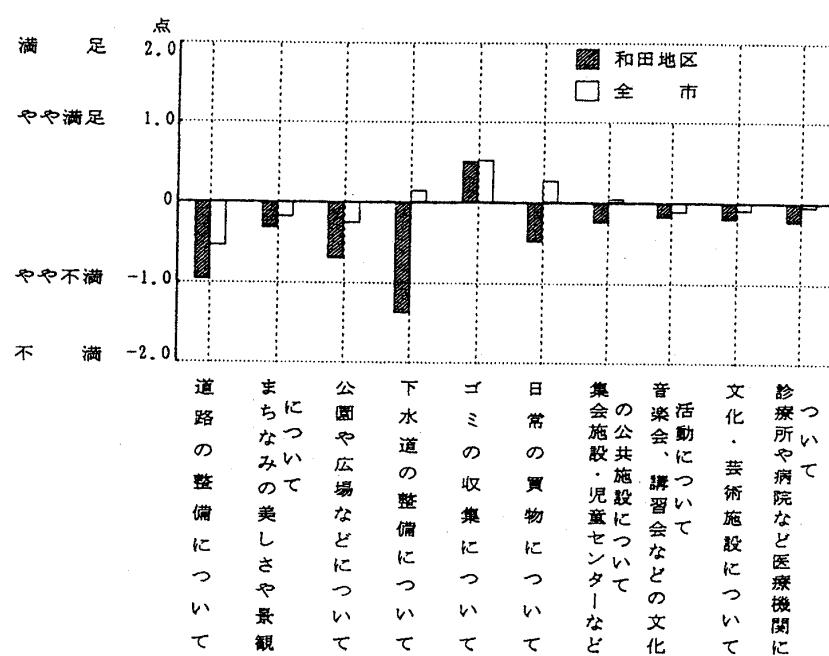


図3-1-8 生活環境評価（和田地区）

図3についてはすべて『佐倉市市民意識調査報告書』より転載

自然環境保全における理念から行動への諸問題

臼井地区

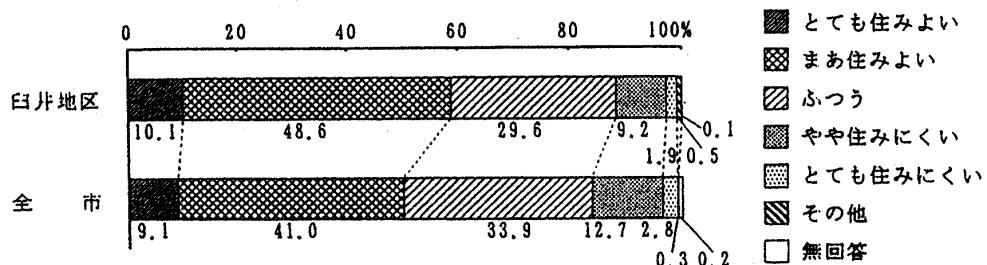


図3-1-9 住みよさ意識（臼井地区）

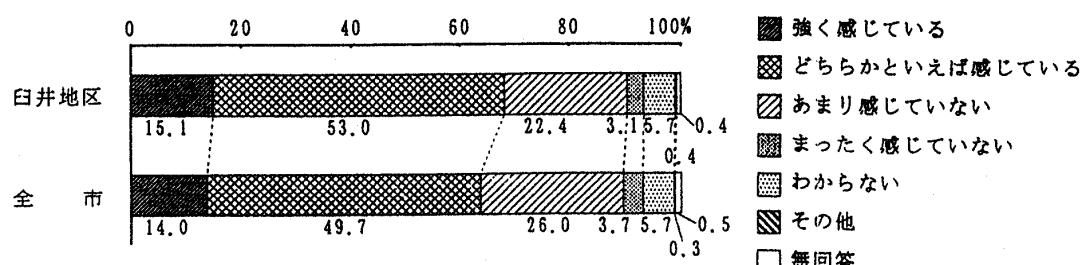


図3-1-10 愛着感（臼井地区）

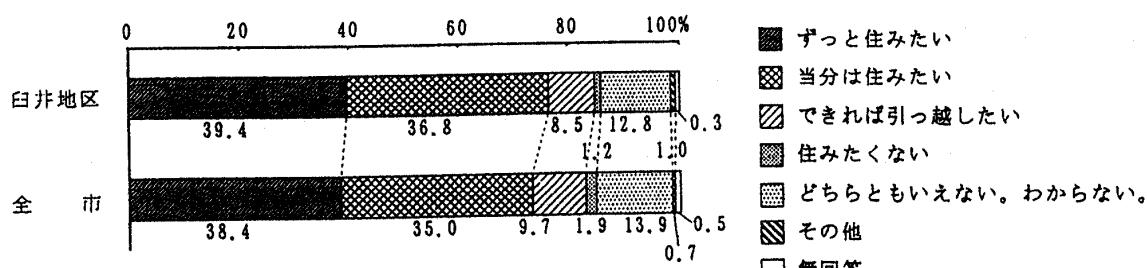


図3-1-11 定住意向（臼井地区）

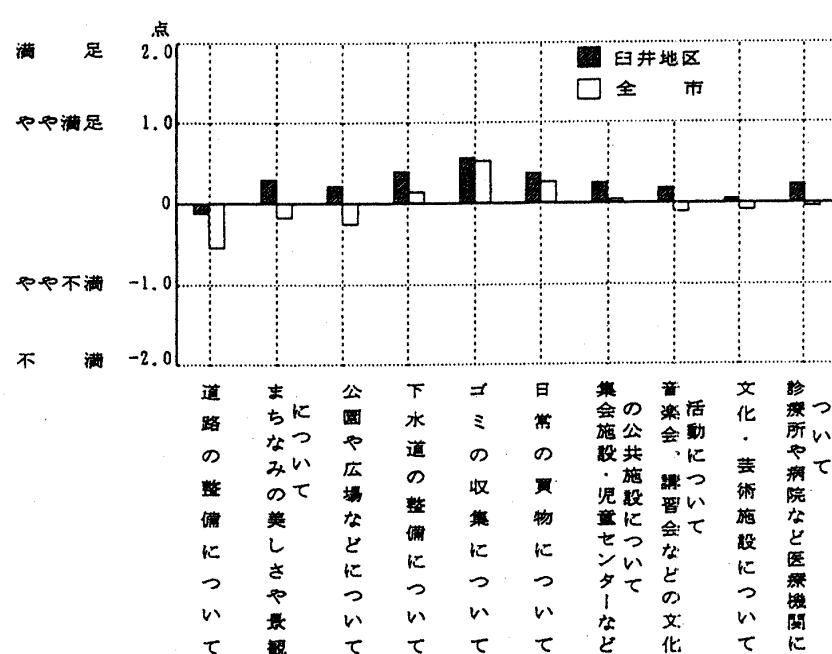


図3-1-12 生活環境評価（臼井地区）

図3についてはすべて『佐倉市市民意識調査報告書』より転載

3.2 和田地区

和田地区も弥富地区と同様な傾向がみられる。愛着感については、「強く感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせると71.9%に達し、全市の63.7%より多くなっている。住み続けたいかどうかについては、「ずっと住みたい」が73.6%と全市の38.4%の倍近くの高率で、「当分は住みたい」を合わせると85.2%となり、全市の73.4%を引き離している。しかし、住みよさについては、「とても住みよい」「まあ住みよい」を合わせても38.0%にすぎず、全市の50.1%よりも低く、弥富地区とほぼ同じ割合を示している。住みにくさの原因として、下水道・道路・公園の整備の遅れなどが挙げられている。

(図3-1-5から

図3-1-8まで参照)

比較のために、臼井地区を見てみよう。愛着感、定住意向、住みよさ、いずれも全市の割合をわずかながら上回っており、生活環境評価においても、不満なものがほとんどなく、この地区の快適さ、住民の満足度を十分うかがうことができる。

(図3-1-9から

図3-1-12まで参照)

3.3 佐倉市民の愛着感

次に、「自分のまち」への愛着感に注目してみる。

市全体では、上記の地区別でも比較したように、「強く感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせると、約6割が愛着があると答えている。その理由として、「自然環境が良い」(41.4%)、「長年住みなれている」(24.4%)、「歴史のある都市である」(16.9%)が、上位3位を占めている(図3-2)。これを地区別でみると、弥富と和田では、「長年住みなれている」が4割を越え、「自然環境が良い」は3割弱となっている。佐倉地区、志津地区、臼井地区などの住宅造成地が増えた地区では、「自然環境が良い」が4割を越えて、理由の第1位となっている。「歴史のある都市である」は、2割弱の地区が多い。

(図3-3)

佐倉市民の愛着感

問3 (問2で、「1. 強く感じている」、「2. どちらかといえば感じている」と答えた方にのみおうかがいします。)

あなたは、佐倉市のどのような点に愛着を感じていますか。次の1つだけ選んでください。

n=2,624

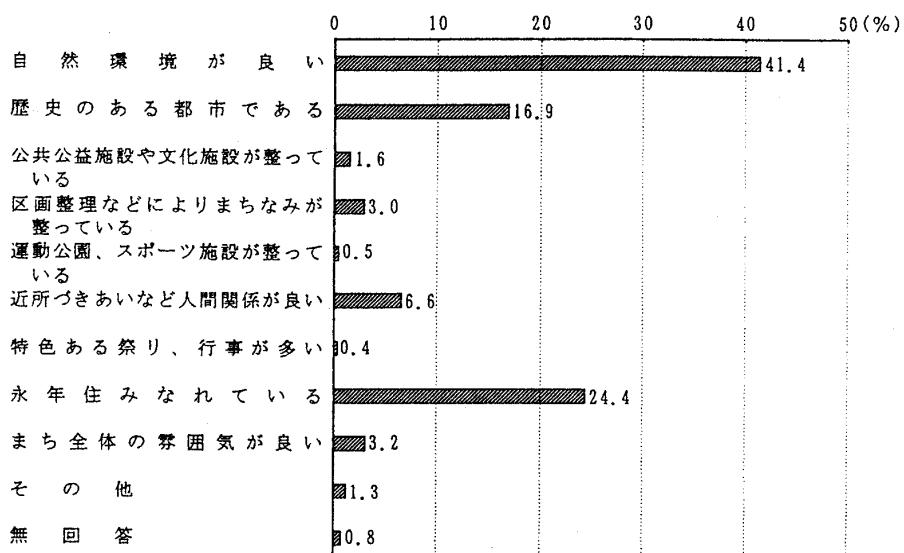


図3-2 愛着を感じる理由(全体)

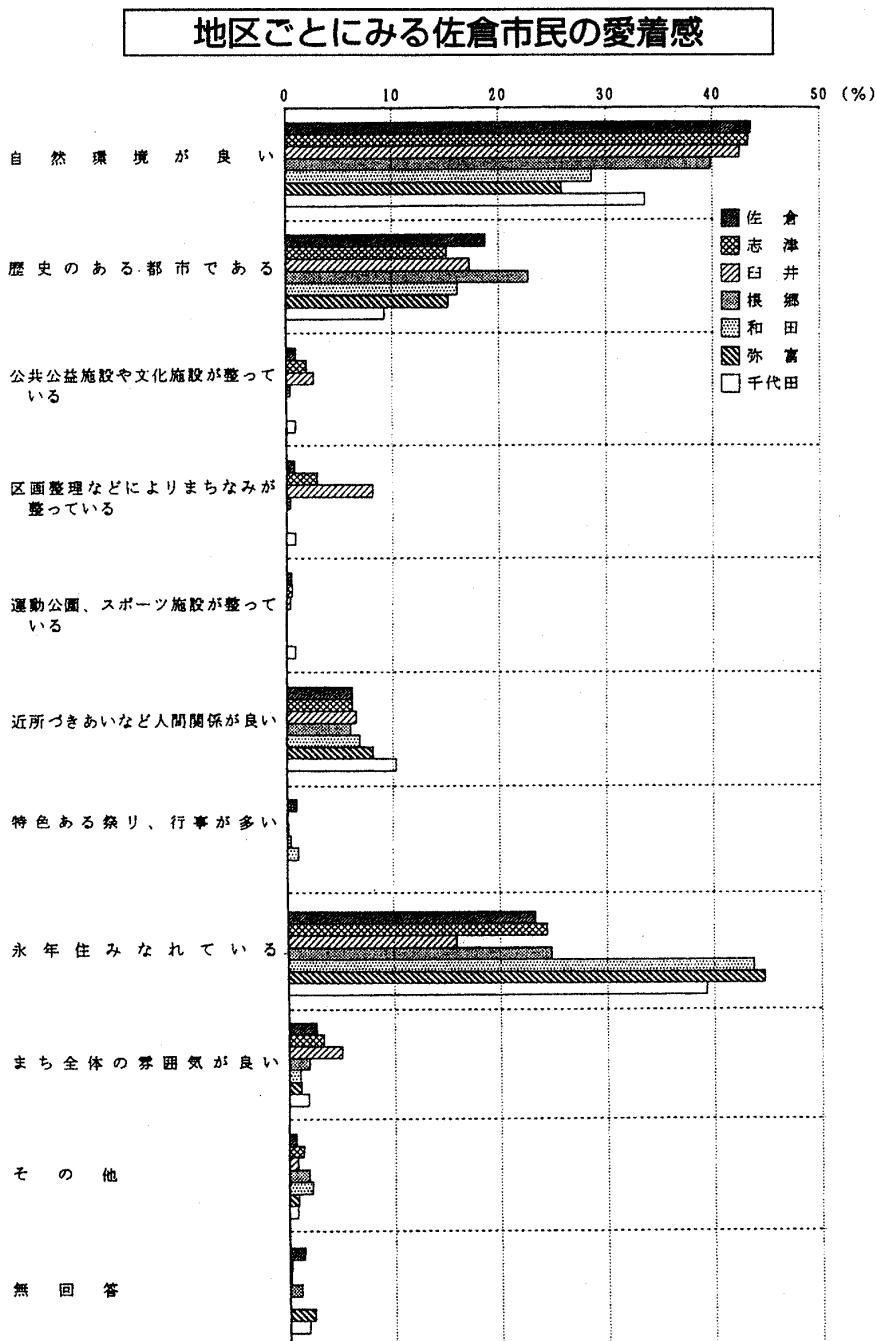


図3-3 愛着を感じる理由（地区別）

3.4まとめ

このような結果から、佐倉市南部の住民は、長年住み慣れた静かな住環境に愛着を持ち、住み続ける意向がある反面、病院もなく、交通にも買い物にも不便で、快適な生活環境が整って

いないことに不満を持っている傾向が読み取れる。住民の多くは農家であり、高齢化が進み後継者もいないのが現状である。この過疎化傾向が、地域コミュニティの維持に支障をきたし、地域活性化が叫ばれる根拠となっている。一方、北部地区の住民も「自分のまち」に愛着を持っており、その理由の第1位は、「自然環境が良い」となっている。

以上見てきたような特性は、佐倉市の南北問題として、しばしば取り上げられてきたが、その取り上げられ方は、経済上の地域間格差を中心とし、北部と南部の意識の違いが取り上げられることはこれまで希有であった。しかしながら、北部は人口が多いので、「自然環境が良い」と答えた佐倉市民の数は多く、無視するわけにはいかないであろう。筆者は、この相反する2つの要望のどちらかを切り捨てるのではなく、両立させていくことこそが今日の都市計画に求められていると考える。

このような事態は、首都圏の里山ではどこでも起こっている。南部住民の要望であるインフラ整備と、北部住民の要望である自然環境保全を両立・共存させるには、はっきりとした線引きによる明確な都市計画と里山景観の市民化が

必要であろう。そのためには何をすべきなのかを念頭に置きつつ、次の章では、都市計画上の諸問題を取り上げてみたい。

II. 開発と保全を進める場合の問題点

1. 「緑」という概念

「水と緑は、人々の心にうるおいや安らぎを与えてくれるもので、市民生活を営むうえで欠かせない大切なものとなっています。」^(注2)

緑ということばは日常語としてもひんぱんに使用され、筆者も含め何となくわかったつもりでいる。しかし、緑と聞いて想像される内容は多種多様である。

一般に、緑として把握されている範囲は、以下の通りである。

- 都市公園・運動公園・自然公園
- 街路樹・生け垣・花壇・芝地
- 斜面林・谷津・社寺林・屋敷林
- 生産緑地としての農地 など

1992年の地球サミットで「生物多様性条約」が調印されて以来、生態系の保全としての役割も担える緑という概念が加わり、日毎にその重要性を増してきた。動植物の生息環境をなるべく改変しない状態で、緑の保全をしていくことが重要となってきたわけだ。このような生態系保全の趣旨にそって緑を理解すれば、上記の中では、自然公園・斜面林・谷津・社寺林・屋敷林などが挙げられよう。

宮脇昭『森はいのち』(有斐閣、1993年)のまえがきで、アメリカ人のエルジン・ボックス教授は以下のように述べている。「日本の方た

ちは、緑・グリーンで、すべてをわかったように思っている。英語でグリーンという言葉は、緑の色彩、青二才という意味である。たしかに植物的な緑のことともいう。しかし、今、日本の、そして世界の都市や産業立地で人間生存の基盤として必要な緑とは、単に見かけ上の緑だけではない、人間も含めた生態系のシステムが持続する程度の緑でなければならない。したがって、英語では、グリーナリー(greenery)ではなく、むしろグリーン・エンバイロンメント(green environment)、『緑の環境』といって、はじめて全ての人々に正しい理解が出来る。その緑の最も濃縮され、安定した姿は森である。」

緑ということばを使う際には、「生態系のシステムが持続する程度の緑」として把握しておく必要がありそうである。

2. 生物多様性

1995年10月、政府は、豊かな生態系を保全・利用した上で基本指針となる「生物多様性国歌戦略」を初めて閣議決定した。この戦略は、基本的な考え方とて、絶滅の恐れのある種や稀少種の保全だけでなく「地域の自然に根ざして生息している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全」する事が必要と謳っている。

こうした考えの根拠となっているのは、人間も自然の一部だということである。『平成7年度版環境白書(各論)』(環境庁編、平成7年6月)の冒頭は、「本来、人類はあまたの生物とそれをとりまく環境により構成される生態系の中の一生物種に過ぎない」という書き出しで始まっている。つまり、「人も他の生物と同様に長い時間をかけて進化の過程を経てきたものであり、

その意味で一つの生物種に過ぎない」のである。こうして抽象的に扱われている段階では、誰しも納得する。しかしながら、現実問題として、たとえば、「ここは動植物の生息域だから、産業廃棄物の埋立地にするのはやめましょう」となると、ゴミの捨て場がなく困るし、また「貴重な谷津田だから、道路を造るのはやめましょう」となると、便利で快適な生活が享受できなくなる、問題となる。個別・具体的な利害がからむ現実の場面で理想と現実との整合性を図る困難さから、上記の国家戦略にも、なんら具体的な数値目標は盛り込まれていない。

人間の活動は、このようにどちらをとるのかという二項対立の構図の中で繰り広げられてきたし、結局のところ、現実（利害）を優先して動植物の生息に配慮することなく進められてきた。しかし、これではヒトの生存さえ危ういとの危機感から、自然との共存という理念が生まれてきた。つまり、動植物の権利を認める分、人間の権利は自己規制するということである。動植物たちは、一言も発言せず、何の権利もかざさず、譲歩に次ぐ譲歩を続けてきた。こうした声なき声をもう少し汲み取って、人間活動に反映させる時期に来ているのではないだろうか。

開発要求に合わせた自然の管理から、生物多様性を維持させるために開発を管理する方向へと、転換していくことが望まれている。

3. 里山と農業

写真からもわかるように、佐倉市南部は典型的な里山景観を示している。台地には雑木林が続き、平地には水田が広がり、谷部には谷津田が奥深く入り込んでいる。しかし、雑木林は炭

を生産する必要がなくなったし、谷津田は湿地で幅も狭くて段差があり、農業機械が使いにくく、農業用水は雑草が生えて手入れが大変だが人手もない。よって乾田化がはかられ、用水にはU字溝の導入がめざましい。これらによって作業効率は格段に向上し省力化が進んだ。農業を営む立場に立てば、このような土地改良は誰しもやってきた事業にすぎないとと思われる。一方動植物から見れば、乾田化とU字溝によって、水辺の生物の生息数が激減したことも事実である。

農業用途から見放された雑木林と谷津田は、全く手入れがされず放置され、換金の時を待っているのが現実である。

4. 印旛沼の水源地

印旛沼は、千葉県民の水がめと称され、常に注目を浴びている。「平成4年の年間利水量は、

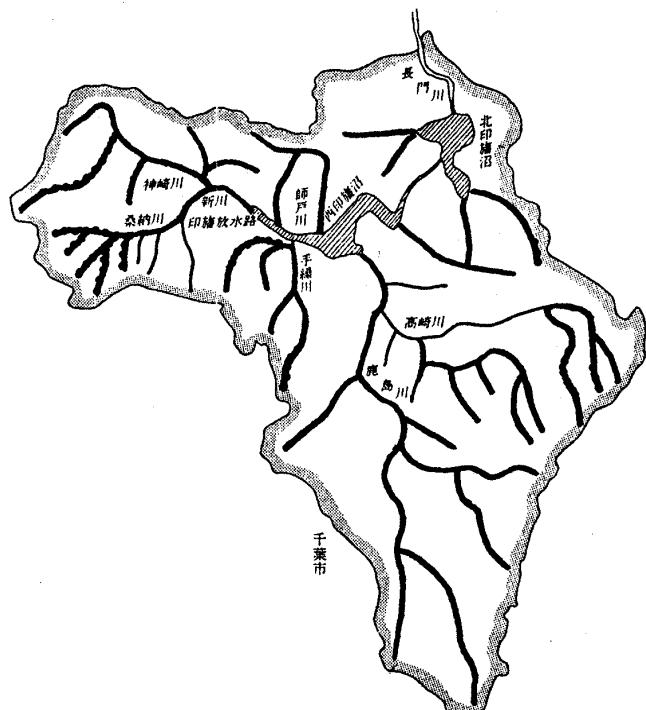


図4 印旛沼に流入する主要河川
(注) (3) □より転載

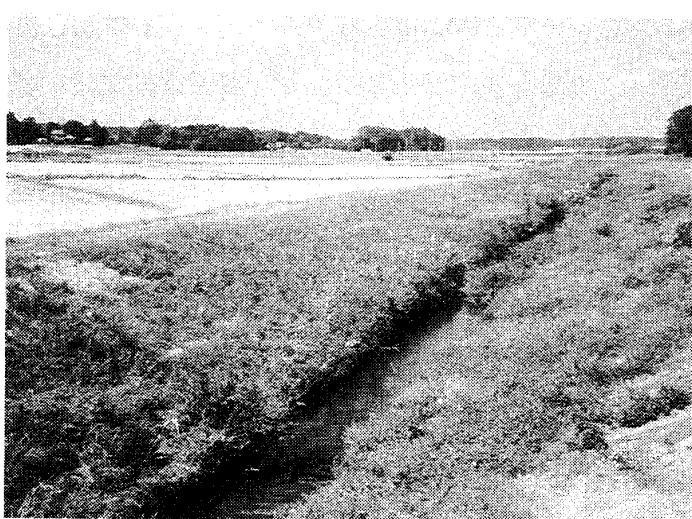


写真1 鹿島川上流と里山景観

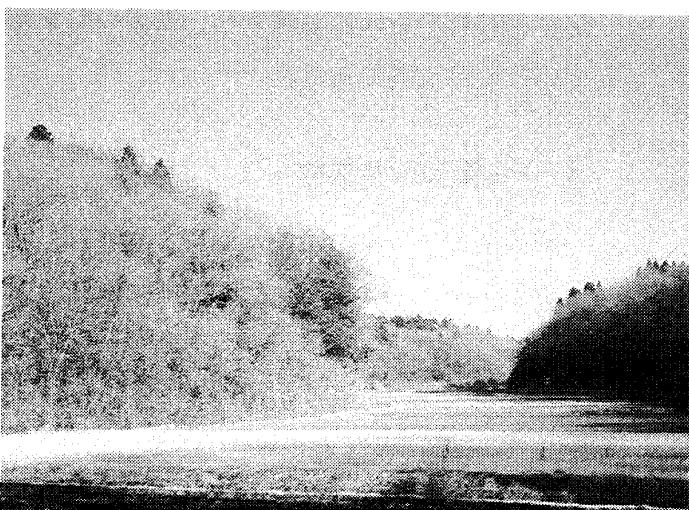


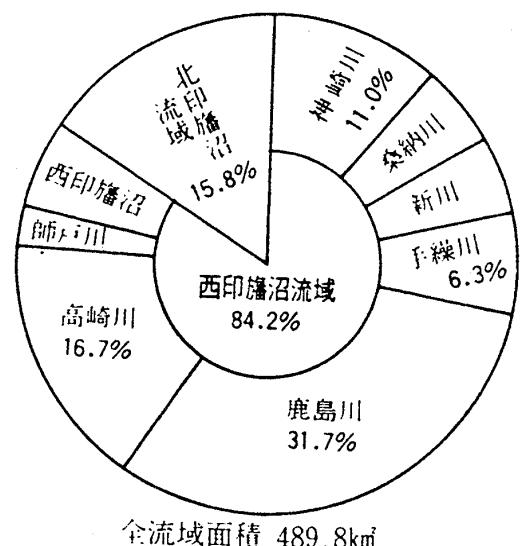
写真2 典型的な谷津の風景

流域名	面積(ha)					市街化率
	山林	水田	畠	市街地等	総面積	
鹿島川	4,681	1,939	4,567	4,365	15,552	28.0%
高崎川	1,437	697	3,104	2,953	8,191	36.1
手綫川	573	332	643	1,530	3,078	49.7
神崎川	1,071	509	1,286	2,503	5,369	46.6
桑納川	313	188	517	1,448	2,466	58.7
新川	310	507	461	1,239	2,517	49.2
師戸川	322	197	268	491	1,278	38.4
西印旛沼	607	691	400	1,070	2,768	38.7
北印旛沼	1,317	2,703	846	2,895	7,761	37.3
合計	10,631	7,763	12,092	18,494	48,980	37.8
割合%	21.7	15.8	24.7	37.8	100	

注) 市街化率 = 市街地等 ÷ 総面積 × 100%

表2 流域別土地利用形態別面積 (H4年度末現在)

(注) (3) P60より転載 (原典: 千葉県水質保全課資料)

図5 印旛沼流域河川別流域面積
(注) (3) P4より転載

工業用水16,400万m³、農業用水5,000万m³、水道水4,300万m³、合計2.57億m³であった。」(注3)

印旛沼に流入する主要河川は、図4に示したように7河川であり、これらの河川はすべて西印旛沼に注いでいる。なかでも鹿島川は、表2と図5に示すように、流域面積が最大であり、特に同川に流入する高崎川流域を含め印旛沼流域全体(489.8km²)の約半分を占めている。

このように、印旛沼における鹿島川の役割は非常に大きい。鹿島川は、千葉市昭和の森付近にその源を発し、佐倉市をほぼ南北に縦断して、西印旛沼に注いでいる。水源地とは湧水を生み出す台地と谷津を指す。関東ローム層のおかげで、標高の高い山は皆無なのに、豊富な地下水が流量を保持し水質浄化を助けてきた。谷津に湧き出る湧水の集水域は台地だから、上流・下流の区別なく、条件さえ整えば水源地たりえる。雪解け水など期待

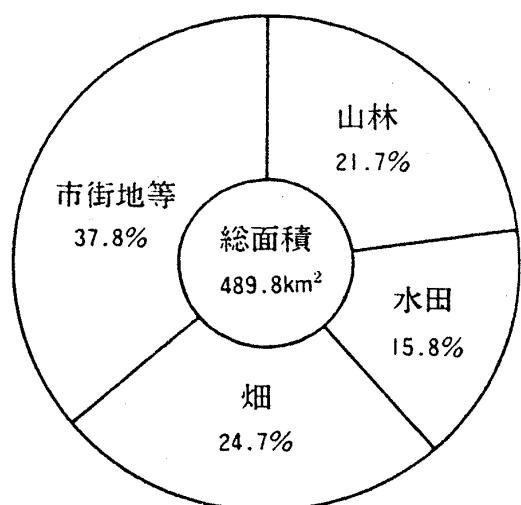


図6 印旛沼流域の土地利用 (H4年度末現在)

(注) (3) P14より転載

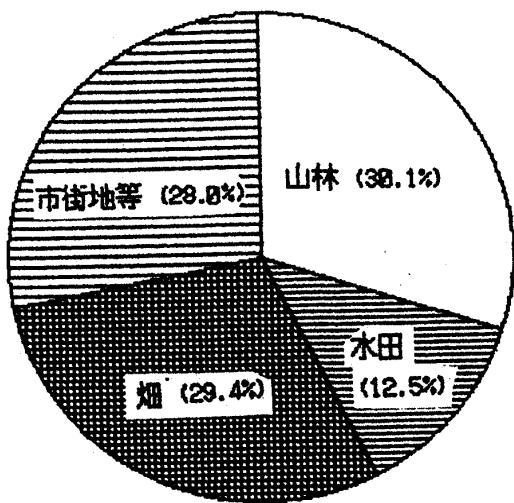


図7 鹿島川流域の土地利用 総面積
155.52km²
表2より作図

できないこの地域で、湧水を潤沢に利用できたことが、古代より人々が集まって住み着くのに貢献したと想像される。そしてどこまでも続く下総台地が、どこまでも続く宅地化を決定的にし、湧水を、水源をつぶしてきたのである。

印旛沼流域の土地利用は、図6のようになっている。山林の占める割合21.7%は、全国平均の3分の1で著しく少ない状態になっている。

流入河川の流域別土地利用は、表2に示した通りで、鹿島川流域のみの土地利用を、図7に表してみた。鹿島川の市街化率は28.0%で、7河川のうち一番低い値となっている。また表2より、印旛沼流域の山林10,631haのうち鹿島川流域の山林は4,681haで、実に44.0%が鹿島川流域に集中していることがわかる。

III. 保全をめぐる動きと提言

前項では現状を概観し、問題点を整理してみた。これに対してどのような動きが見られるのか、また、解決策としてどのような提言がなされているのか紹介しつつ、筆者の考えを述べてみたい。

1. ビオトープづくり

都市化がますます進むなかで、自然の生態が究極のせいたくになりつつある。緑とは、II. 1項で考察したとおり、従来の緑化ではなく、野生生物の生息空間作りを、常に意識していくもの（ビオトープづくり）を指す。ビオトープとは、ドイツ語でbio（生き物）+tope（空間）、すなわち野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間を意味する。平成8年度の千葉県予算案でも、このビオトープを確保した地域づくりをするための調査費（ビオトープ推進調査費）として1千万円が初めて計上された。都市公園も、今後は地域の特色を生かし、野鳥や小動物と親しめる自然生態観察公園など、個性あふれるものを模索する必要がある。

2. ゴルフ場とホタルの里

生物多様性実現の観点からみると、ゴルフ場造成は相反する要素を多く含んでいる。ゴルフもスポーツの一つであり、これを楽しむことは問題はない。問題なのは、狭い日本の国土において、広い面積を必要とすること、ゴルフ場が多すぎることである。千葉県はとりわけゴルフ場の多い県（既存施設数 129カ所：1996年3月1日現在）で、スポーツ振興をはかるとしても、他の競技とのバランス上、既存の施設で十分であると思われる。「平均すれば一日わずか100人そこそこの人々の遊びのために、100haもの自然度の高い環境を犠牲にして」^(注4)、動植物の生息地を奪い取るのは、いかがなものだろうか。山林という「緑地」を破壊したが、ゴルフ場という「緑地」を復元したから環境保全は成立したという考えは、II. 1項で考察した「緑」の概念にそぐわない。「森林を利用したレクリエーション」の内容について、市民の間でもっと議論が深められてしかるべきであろう。

最近は、生物の多様性を実現するため再生事業がよく行われるが、手法として「復元」「創造」が安易に利用されやすいので、注意しなければならない。「復元」とは、以前動植物が生息していた同じ地区で、再び生息できるように環境整備することであり、「創造」とは、全く新しい地区で生息地を創り出すことである。すでに都市化された地域での「復元」は大いに奨励したいが、現在の生息地を改変したのち「復元」するは二度手間であり、評価しがたい。

佐倉市南部で大量の生息が確認されたゲンジボタルに関しては、その生息地で新しく「ホタ

ルの里」をつくる計画と、もう一つ、もっと交通に便利な地区で、よりポピュラーな種のヘイケボタルによる「ホタルの里」づくりの計画がある。

後者の場合、環境教育の題材としてホタルは利用しやすく、日本人と身近に暮らしてきた幻想的な生物として、市民の郷愁を誘うことは間違いないであろう。ただヘイケボタルという種一つが脚光を浴び、生物の多様性に目が行き届かなくなる懸念がある。ホタルに注目するのは、その地域が包容しているその他多くの生物の生息を含めてまるごと価値を見い出しているからである。湿地帯を「創造」する場合、そこに集まる多くの水生生物をも含めて、環境教育に取り上げていく配慮が必要であろう。

前者の場合、ゲンジボタルは下総台地ではほとんど絶滅した貴重種であり、生息域が喪失されることと比較すれば、「ホタルの里」がつくれられ、管理されることは評価される。しかしながら、市内には現在数カ所の生息地が確認されており、これらを保全していく意欲が失せてしまう懸念がある。ゲンジボタルの生息している湿地帯では、最近特に個体数が減少しているトウキョウダルマガエルの生息も確認されている。カエルという種の生息数も世界的に減少しており、保全地区は数カ所あったとしても多すぎることはない。

こうした生息域を動植物の宝庫として未来にそのまま渡していくために、きちんとした都市計画上の線引きをし、自然保護地区として指定していく必要がある。

3. 里山保全と農業問題解決のために

環境面からだけ里山保全を叫んでみても、解決の糸口は見い出せない。なぜなら、里山は農業の枠の中で保全されてきたからであり、そして高齢化、後継者難などでその農業自体の存在が危ぶまれているからである。この現実に直面し苦労してきたのは、行政に携わる人々ではなかったかと思われる。こうした現場の苦しみに答え、具体的な解決策を示してくれる書籍は、残念ながらなかなか見当たらない。

そんな中で、ケビン・ショート氏の『ケビンの里山自然観察記』（講談社、1995年）は、非常にわかりやすく、具体策に富んでいる。ショート氏の基本的な考えは以下のようなものである。すなわち、里山自然は、市民すべての生活に貢献しているのだから、新しい価値を認めねばならない。つまり農業従事者が果たしてきた役割は、環境の維持・管理という役割も果たしてきた。今後は、これを公共の仕事として考える必要がある。そして、農業従事者を自然を守る「里山レンジャー」としてとらえ報酬を払う。一般市民も、農業従事者の指導のもとで、その管理の仕事に参加するのが理想的である。

以上のような見解は、イギリスなどの事例を研究しつつも、実際に、1年じゅう里山を歩き回り、気軽に農家の人々とも話を交わしてきた氏ならではの提案である。こうした具体的で貴重な提言を真剣に検討し、実行に移していくべきであろう。

4. 印旛沼水源地保全

印旛沼は、千葉県民の1割（50万人）の飲み

水として利用され、私たちの生命線と言えるほど、暮らしと切っても切れない関係にある。それ故に大切にしなければならないのだが、印旛沼だけを見つめても、解決策は見てこない。その水のよって来たる源に目を転じる必要がある。

II. 4項で分析した通り、鹿島川流域のうち佐倉市南部は、印旛沼の水源地として、その価値が非常に高いことが明らかになった。過去のペースで市街化が進めば、湧水の集水域が失われるので、印旛沼に流れ込むのは生活排水と雨水のみとなり、水質は悪化の一途をたどるであろう。湧水にとって代わり雨水が増加すると、自然の調節能力が弱まるので、降水量が多い時期に都市型洪水が起こりやすくなる。これを防ごうとすれば、スーパー堤防を造り川幅を格段と広げる工事が求められ、多額の税金をつぎ込むことになり、結局は市民の生活を苦しめることになる。山林の保水能力は芝地の25倍と言われているが、浸透樹、浸透管、透水性舗装などの採用によって、地下水のかん養にどのくらいの効果が期待できるのか、専門家の研究結果を知りたいものである。

佐倉市南部地区としては、印旛沼水源地としての権利を、もっともっと声高に主張されはいかがであろうか。「水源地保全の森」を、関係自治体の住民、つまり取水者負担で、つくるくらいのことはしてもいいのではないか。この地区の山林が存亡の危機に直面している現在、恩恵にあずかっている者は、それ相応の負担と義務を果たしてしかるべきである。

全国的に見ても、林業の衰退による森林の荒廃が、上流域の保水機能を大きく低下させてい

る。下流域が上流域の森林整備基金を設けるなど、流域全体で川を守る方策を実現させていきたいものである。仮に、自治体同士の壁がこうした課題処理をはばむならば、広域自治体を現実のものとして考えていく必要があろう。

5. 地域活性化の発想を変える

南北問題において、過疎地のインフラ整備も必要であろうから、全ての山林や谷津を残すことは確かに非現実的である。しかし、積極的な保全策を示しておかなければ、開発に飲み込まれていくであろう。里山景観は、地元の人々よりも、より都心近くに住んでいる人々によって、その価値を認識されている。本稿で分析対象として取り上げてきた佐倉市南部は、千葉市に最も近く、佐倉市の先進地区となる条件を備えている。したがって、地域活性化のために、交流人口を増やすことを考えてはどうか。地道に地域と行き来する人々を増やして、活気ある地域づくりをする。人々を引きつける魅力として、里山景観を利用し、動植物の宝庫としての特徴を全面に打ち出してみてはどうだろうか。

生態学の重要性は、21世紀に向かって増すばかりである。この佐倉市南部は猛禽類を頂点とした生態系の研究にも豊富な材料を提供できる貴重な地域であり、生態系研究施設を誘致し、研究を大いに発展させる適地でもある。

ほんの少し手を加えれば、散策路としても四季折々楽しめる。筆者は最近、ある地区を集中して歩くチャンスに恵まれた。自然観察だけにとどまらず、神社やお寺、路傍の石仏、古墳など、魅力は尽きるところがなく、地区全体がまるで博物館のような様相を呈していた。建物として

の博物館ではないが、地区全体を魅力ある博物館とみなす手法を、エコ・ミュージアムという。こうした考え方を取り入れていけば、環境保全だけでなく、歴史と文化の継承にも役立つであろう。神社などの維持・管理をしている老人会には、文化財保護の貢献度からして、それなりの補助をすれば老人会もうるおうし、建物を建てる経費を節約し、福祉にまわすこともできよう。

森林浴を楽しみながら歩くことも立派なスポーツであり、少ない整備費で市民の健康増進が図られる。昨今は、どこの自治体も国民健康保険の医療給付費は増加の一途をたどっており、老いても健康な市民が多いほど、財政負担は軽く済む。地域散策を奨励すれば、寝たきり老人も減るであろうし高齢化対策にもなり、まさに一石二鳥である。

6. 自然は市民の共有財産

農業の営みの中で保全されてきた里山景観は、原始の森とは違って、半自然と言える。これを自然と見るか否かは意見の分かれるところだが、千年も営々と続いてきて、日本人の心の原風景となり、動植物の宝庫であることからして、丸ごと保全の方向で考えていきたいものだ。しかしながら、現実問題として、行政の担当者は対策に非常に苦慮してきた。地域活性化と自然保護は、対立することが多かったからだ。

「地球上で不思議な進化の道をたどってしまった『ヒト』という動物は、文明という生活様式を身につけてしまったがために、生物として必要な限度をこえて、共存する生きものの生命やその生存環境を侵害しなければ生きていけない『業』を背負っている。しかしその所業は、本来、最

小限までおさえる努力をつくした上で許されるべきものであろう。」^(注5)

市民一人一人に対して、ヒトとしての所業を最小限までおさえる努力の必要性を啓蒙し、自然環境保全の価値を認めるというコンセンサスを得る必要がある。このプロセスを通じてはじめて、里山景観の市民化が達成され、市民の共有財産という認識が、確実なものとなろう。

このコンセンサスがどの程度

出来ているかについては、千葉県が行った「第21回県政に関する世論調査」^(注6)結果が、一つの参考になる。図8に示す通り、「森林やみどりの育成策を尋ねたところ、「自然や森林の公有地化を進める」が60%と最も多く、「森林整備の経費を助成」(47%)、「森林やみどりの役割について教育」(44%)が続く。

この結果から、自然環境保全に税金を投入し、相応の負担をしてもいいという意識が進んでいると言つていいだろう。

もし、植物や動物にも土地利用決定権があつたなら、新興住宅地は一つもできなかつたであろう。農業も原始の森破壊者だから、閉め出されていただろうか。100年後の住民にも、今、決定権があるなら、どんな都市計画を打ち出すのだろうか。こうした物言わぬ関係者の意向を、施策に反映させるのが、将来の財産を預かっている私たちの責務である。

Q 森林やみどりを守り育てるためには、県や市町村は、今後どのようなことをしていったらよいと思いますか。(3つまで回答)

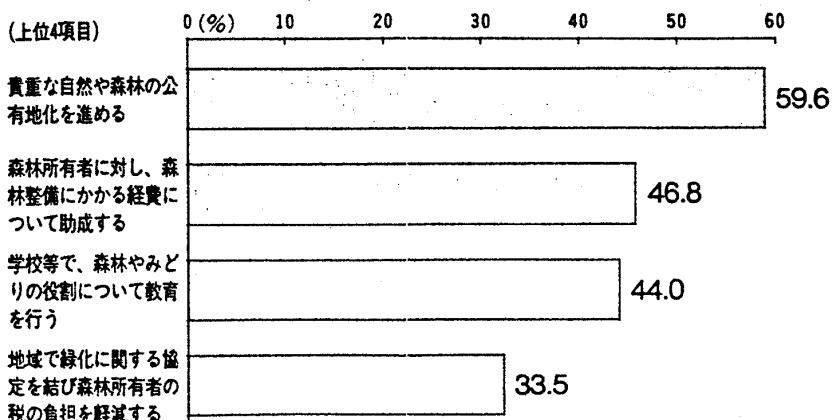


図8 第21回県政に関する世論調査

(注) (6) より転載

IV. 理念から行動段階での留意点

以上、様々な場面での問題点と解決策を探ってきた。こうした問題を解決しようとする際、今日特に留意すべき点の一つに、市民参加とパートナーシップがある。しかし、言葉だけが上滑りしている感があり、ここで考察を加えておきたい。

1. 市民参加と広域の視点

「市民がつくるまちづくり」において、最も重要なポイントは、「広域の視点」^(注7)を持っているか否かにある。

地区計画制度^(注8)に基づいて、あちらこちらで、地域住民の手によるコミュニティまちづくりが行われている。これは画期的なことであり、自分たちの住んでいるところに責任を持つ意味でも、大いに奨励されてよい。しかし、これをもって「市民参加」とするは、十分とは言えない。なぜならば、コミュニティまちづくりは、どんな山王1丁目にしようか、どんな

八幡台にしようかといった、自治会単位の地域内だけの計画に限定されているからである。様々な地域の要望を整合・調整し、どんな自治体にしたいかという段階に進むと、市民参加は達成されていないからである。

まちづくりは、市民の代表、代議員制度をもって、決定されてきた。行政の提案が市議会を通過すれば、市民の同意を得たとみなされてきたことは、制度上問題があるわけではない。しかしながら、行政と代表者だけで、その地域全てを把握し尽くすというのも無理であろう。

市民には税金がどのように使われていくのかを知る権利があり、責任がある。行政は市民の信託で仕事を代行しているのだから、情報を公開し、常に市民感覚で進む必要がある。ただし、市民と一口に言ってもその意見は千差万別であるから、調整が必要になる。時間がかかるとしても、様々な考え方を出し合い調整していく作業は不可欠であろう。議会も行政も、元はと言えば、市民が市民のために作ったものである。「主権在民」の原点に帰って、環境という市民共有の財産を守っていく必要がある。市民には、住民ゴミではなく、様々な立場を俯瞰する能力を身につける訓練が必要であり、行政や企業には、自宅へ帰ったときの感覚、すなわち市民感覚を身につける訓練が必要である。自立した市民、責任ある市民の育成を期待したい。

2. あらゆる場面でのパートナーシップ

阪神大震災の悲劇を思い起こすまでもなく、災害時には市民参加やボランティアが、よくコミュニティーを支えた。環境や福祉の場面でも、同じ事が言える。ゴミのないきれいなまちづくり

には、市民一人一人の意識を育てる必要があるし、お年寄りの介護は、市役所の職員だけでは出来るわけでもない。ある調整池にどんな鳥が飛来し、どんな水生生物が生息しているか、地元の研究家こそ密なる情報を持っているし、住民もきめの細かい観察ができる。したがって、行政・市民・企業・学識経験者のパートナーシップを十分機能させていくことが、今後のまちづくりが成功するか否かの鍵を握っている。

印旛沼の水を汚しているのも、その汚れた水を飲んでいるのも私たち市民（注 広く千葉県民の意）であるから、加害者も被害者も同じであり、立場の違いを越えて、一つのテーブルにつく素地は十分出来上がっている。生活排水対策では、様々な立場の人々が一致団結して行動してきた。こうしたスタンスをあらゆる場面で実現すればいいのであり、難しいことではないはずである。

多摩地方の水と緑の保全について議論する「湧水生涯線研究会」で、「3つの原則・7つのルール」が提唱され、会の建設的な運営にきわめて有効であったという。参考のためここに記すので、今後活用していきたいものだ。

3つの原則・7つのルール

1. 自由な発言

- 参加者の見解は所属団体の公的見解としない。
- 特定個人・団体のつるしあげはおこなわない。

2. 徹底した議論

- 議論はフェアプレイの精神でおこなう。
- 議論を進めるにあたっては実証的なデータを尊重する。

3. 合意の形成

- ・問題の所在を明確にしたうえで、合意形成を目指す。
- ・現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として取り扱う。
- ・プログラムづくりにあたっては、長期的に取り扱うもの及び短期的に取り扱うものを区分し、実現可能な提言を目指す。

市民参加とパートナーシップを報告書の中で実現した例はいくつもあるだろうが、その中の一つに、『船橋市自然環境調査報告書H5～6年度』（船橋市、H7年）がある。この報告書の中では、行政と学識経験者に加え、地元の専門家が参加し観察記録が報告に反映されている。地元の専門家が加わったことで、内容も飛躍的に充実し、説得力のある報告書となっている。そして、情報提供だけにとどまらず、その地域の環境をどのようにしていきたいかという地元からの提言も載せてある点が画期的であり、「広域の視点」を報告書の中で実現したものとして、注目してよい。

おわりに

「本学周辺の遺跡について」^(注9)において、遺跡を題材とした環境教育について述べた。環境教育の最終的な目的の一つは、地球市民として育つことだと思うが、地球市民は、地域市民としても矛盾なきよう、努力することが当然必要であろう。

筆者は東葛地区にある数カ所の「ふれあいの森」を訪れる機会を得た。どれもさほど広くない森だが、地主・行政・市民の協力の下、涙ぐましい努力によって、維持管理されており、頭の下がる思いであった。これほど大切に取り扱われているのは、市全体のほとんどが、住宅地と化しているからであろう。

首都圏には日本の全人口の4分の1が住み、外縁部への居住密度は増加の一途をたどり、動植物のすみかを減少させてきた。今後、人間である私たちが、この外縁部への居住圧力にどのように対処していくのか、動植物たちが凝視している。

「佐倉には、恵まれた水と緑の環境があります。自然と人との共生が求められる今日、佐倉の環境はかけがえのない市民共有の財産です。この環境を守り育て、子孫に伝えていくことは、私たちの大きな使命です。」^(注10)

将来に禍根を残さないためにも、理念の確立や現状分析を踏まえ、各地の英知を集め、具体的な提言と行動が必要とされている。

(注)

- (1) 『佐倉市総合計画第2次基本構想〔第三期基本計画〕』平成6年3月
- (2) 『前掲書』P.16 アンダーラインは筆者が作成
- (3) 『平成6年版印旛沼白書』(財)印旛沼環境基金、平成6年、P.11
- (4) 桜井善雄『水辺の環境学』新日本出版社、1995年 P.141
- (5) 『前掲書』 P.104
- (6) ちば県民だより 平成7年12月5日号

調査は、県内に住む男女 1,500人を無作為に選んで平成7年6月～7月に行われた。

- (7)『湧水崖線研究会報告書』TAMAらいふ21協会、平成5年、P.202
- (8) 地区の特性に応じ、公共施設の配置、建築物の用途、形態等の制限などについて、総合的な計画を定め、良好な居住環境の維持・形成を目指した都市計画法上の制度。
- (9) 『環境情報研究第3号』本研究所、1995年
- (10) (注) (1)「はじめに」より抜すい

参考文献

- ・『平成7年度建設白書』
- ・『佐倉市水辺の生物』佐倉市、1995年
- ・『印旛沼と水にかかる講演集』(財)印旛沼環境基金、平成5年
- ・『印旛沼・手賀沼 水環境への提言』古今書院、1993年
- ・沼田真『自然保護という思想』岩波新書、1994年
- ・関正和『大地の川』草思社、1994年
- ・日本弁護士連合会編『森林の明日を考える』有斐閣、1991年
- ・梅原 猛『[森の思想]が人類を救う』小学館、1991年

*本研究所地域研究員